

平成 19 年 度

包括外部監査報告書

平成20年1月

川崎市

3. 施設の運営及び維持管理の形態の変遷

川崎市が設置するこども文化センター58 館のうち、桜本こども文化センターを除く 57 館は、平成 14 年度まで川崎市直営で運営され、平成 15 年度から平成 17 年度までは(財)かわさき市民活動センターによって委託管理されてきた。また、昭和 63 年設置の桜本こども文化センターは、設立時から平成 17 年度まで、ふれあい館との一体運営を(福)青丘社によって委託管理されてきた。

指定管理者制度を導入した平成 18 年度からは、下記の団体が指定管理者に選定され、施設の運営及び維持管理にあっている。制度導入前と後とでは、(財)かわさき市民活動センターが委託管理してきた 57 館のうち、菅生と岡上の 2 館の運営主体のみが替わったところである。

こども文化センター名	指定管理者
桜本こども文化センター	(福)青丘社
菅生こども文化センター	菅生こども文化センター運営協議会
岡上こども文化センター	NPO 法人川崎児童健全育成会コッコロ
上記を除く 55 こども文化センター	(財)かわさき市民活動センター

4. 施設の収支の状況

平成 18 年度におけるこども文化センター（全 58 館）の収支状況は以下のとおりである。

【こども文化センター平成 18 年度収支決算書】

(単位：千円)

	右記以外のこども文化センター55 館計	ふれあい館・桜本こども文化センター	岡上こども文化センター	菅生こども文化センター
収入	2,635,619	134,211	31,580	24,093
指定管理料	2,635,619	134,211	31,580	24,093
支出	2,487,259	128,727	33,853	24,108
人件費	2,200,864	113,651	28,381	21,527
管理費	70,299	8,326	4,059	2,090
事務経費	216,096	6,750	1,413	490
差引	148,360	5,484	△ 2,273	△ 15

5. 指定管理者制度導入の効果額の測定

こども文化センターの事業費は、一般財源及び国庫支出金等から充当されている。こども文化センターのうち大部分を占める 55 館の運営は、指定管理者制度を導入後も従来と同じ(財)かわさき市民活動センターが実施している。

指定管理者制度の導入前と導入後で、市が支出する事業費及びそれに充当される一般財源（予算ベース）は以下のとおりである。

指定管理者制度導入効果額である一般財源減少額は、桜本こども文化センターを除くこども文化センター57館合計で140,743千円にのぼっている。経費の減少の主な要因は、主として臨時職員のスキル向上や職員の経験に基づく効率的な配置を行ったこと、市からの派遣職員（館長）の引き揚げによりプロパー館長との給与差(含む福利厚生費等)が生じ、人件費が減少したことである。

桜本こども文化センターは、合築されているふれあい館の業務の独自性・特殊性から1社のみの応募となり、経費面での競争とならなかったため、一般財源は指定管理者制度を導入する前に比べ7,030千円増加している。

① 桜本こども文化センター以外の合計 (単位:千円)

	事業費	一般財源
制度導入前に要した経費	2,910,032	2,811,042
制度導入後に要した経費	2,776,562	2,670,299
制度導入効果（差引）	133,470	140,743

(注)わくわくプラザ運営費を含み、備品貸付収入は含めず、経費は概算値を使用

② 桜本こども文化センター (単位:千円)

	事業費	一般財源
制度導入以前に要した経費	91,042	88,622
制度導入後に要した経費	97,824	95,652
制度導入効果（差引）	△ 6,782	△ 7,030

(注)わくわくプラザ運営費を含み、備品貸付収入は含めず、経費は概算値を使用

Ⅱ 指定管理者の概要

1. (財)かわさき市民活動センター

前述のとおり、川崎市設置のこども文化センター58館は、(財)かわさき市民活動センター、(福)青丘社、菅生こども文化センター運営協議会、NPO 法人川崎児童健全育成会コッコロが指定管理者として指定されている。

包括外部監査に当たっては、主に、こども文化センター58館のうち55館の指定管理者となった(財)かわさき市民活動センターを検討することとし、その他3団体は付随的に検討を要する事項のみ記載する。

なお、現場視察は、(財)かわさき市民活動センターが指定管理者となっている幸こども文化センターを視察した。

(1) 法人の概要

(財)かわさき市民活動センターは、市民福祉増進のために、ボランティア意識の啓発及び

IV 監査の結果

担当部局における監査の結果

1. 選定過程における透明性の確保について

指定管理者予定候補者選定等委員会の委員は、関係部局の局長、部長により構成されている。選定委員会に先立ち、外部有識者よりの意見を聴取する機会は設けられているが、選定委員に有識者は加えられていない。

58 館中 55 館のこども文化センターの指定管理者として選定された(財)かわさき市民活動センターは、所管である市民局地域生活部長が理事に就任している市の出資法人である。

こども文化センターの指定管理業務が重要なウェイトを占める同法人が、こども文化センターの指定管理者から外れることは、職員の雇用問題等を含めた出資法人のあり方の方向性そのものに非常に重要な影響を与える問題である。このような外観的独立性が確保されていない団体を選定する場合、指定管理者の選定過程の透明性・公平性を一層確保する必要がある。具体的な手法については「第 1 節 全般的事項 第 4 川崎市の指定管理者制度 IV 監査の結果 1. 選定過程の透明性の確保について」を参考にされたい。

また、(財)かわさき市民活動センターの役員に就任している委員は、団体の採点こそ行っていないものの選定委員会の議事には参加しており、議事そのものから除くことが必要である。

2. 評価単位及び募集単位の適正性について

こども文化センターの指定管理者募集にあたって、指定管理の単位は、様々な団体の参画を可能にするという観点から、グルーピングは行わず 1 館ごとの募集が行われた。

その結果、桜本こども文化センターは、従来からの管理委託先である(福)青丘社のみの応募が、残る 57 館は各館 2～3 団体の応募があった。

選定結果の資料を閲覧したところ、(財)かわさき市民活動センターは 57 館すべてにつき同一点数（740 点）であった。(財)かわさき市民活動センターが提出した事業計画書を任意の数館につき閲覧したところ、似通った表現が散見されたもののまったく同一ではなかった。事業実施に関することなどは、地域の特性等に応じて記載内容が異なり、評価結果にばらつきが出てしかるべきである。評価結果がすべて同一点数となっていることは、1 館単位ごとに適切な評価を実施したのかについて疑義が残る結果である。1 館単位で募集したのであれば、各館ごとの評価も各項目につき個別に実施することが必要である。

また、こども文化センターは、スポーツ施設等と異なり、1 施設当たりの規模はそれほど大きいものではない。そのため、民間事業者にとっては、ある程度まとまった単位の施設で指定管理者に選定されなければ採算性を確保できず、単館での募集を見送った可能性もある。あわせて、施設数が多いことを考慮すると、単館での募集ではなく、地域性等を勘案したグルーピングを行い、グループ単位で指定管理者を募集することも有用と考える。